

死亡労働災害速報（令和元年 7 月）

（建災防宮城県支部）

防潮堤の復旧工事現場でドラグ・ショベルに激突される			
発生年月	令和元年 7 月 10 日 (水)	8 時半頃	
業 種	土木工事業	事業場規模	不詳
事故の型	激突され	起 因 物	車両系建設機械

発生状況	<p>7 月 10 日午前 8 時半頃、気仙沼市の防潮堤復旧工事現場でドラグ・ショベル(バックホウ)のバケット部分が男性作業員(39 歳)の胸にぶつかり、死亡する事故があった。被災者は潜水士で、事故当時、防潮堤周辺の水中のがれきの撤去作業をしていたが、ドラグ・ショベルの運転者は「被災者の位置が分からなかった」と話している。 (マスコミ報道等による)</p>
災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的な原因、対策を列挙します。〕 (想定される原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械の作業半径内の立入禁止措置が徹底されていなかった。(誘導者未配置のケース) 2. 誘導者を配置していた場合、誘導の合図、確認が不徹底であった。 3. 潜水作業等作業者の作業位置が、車両系建設機械のオペレーターから確認しづらかったこと。 <div style="text-align: right;"> </div> <p>事故のイメージ図 (実際の現場状況と異なる場合があります)</p> <p>(類似災害防止対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械の作業半径内への立入禁止措置は、当該区域を看板、バリケード、ロープ等により明示すること。 2. 作業の必要性から、車両系建設機械の作業半径内に労働者を立ち入らせて作業を行う場合には、誘導者を置き、一定の合図を定め、運転者はその合図により車両を動かすこと。 3. 打合せ等で、稼働中の車両系建設機械の半径に入る場合やオペレーターの死角に入る場合等は、「グーパー合図」等の決められたルールで安全を確認し、エンジンを停止する等の措置を講じてから作業半径に入らせること。また、打合せ後作業半径内から離脱する場合も、その旨両方で合図して安全を確認してから原動機を作動させること。